



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第2部 弁護士の研修について：フランスでは、どうやって弁護士になるのか？
Author(s)	ジョエル, モネ; 白取, 祐司//訳
Description	日仏シンポジウム：フランス私法および司法制度における最近の動き
Citation	北大法学論集, 65(6), 58-69
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58385
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no6_06.pdf



第二部 弁護士の研修について―フランスでは、

どうやって弁護士になるのか？

La formation des avocats—Comment devenir Avocat en France?

ジョエル・モネ⁽²⁾
訳 白取 祐司

弁護士になることが予定されているのは、法学部の学生である。毎年、フランスの若者たちは、いつか弁護士になる
との希望をもって法学部にやってくる。今日の流行でもあるが、一部の学生は、国際ビジネスで活躍する弁護士にな
ろうと考えている。これは、この手の職業を非常に好意的に描いているテレビの連続ドラマなどが増加した結果であ
う。しかし、学生たちは、直ちに現実に直面し、法学部一年生から国内外の評判を得るまでの道程（みちのり）が長大
になるであろうことに気づき、より一層勉学に励むことになる。

しかし他方、学士の資格をめぐる近時の動向により、各法学部は、学生が将来の職業選択を検討するのを助けるため
の種々の支援活動メニューを用意しなければならなくなった。また、関連して弁論コンクールが活発になってきており、
学生たちに大いに人気がある。このコンクールは、彼らが、学術的法分野における自分たちの能力を評価することを可

能にするだけでなく、弁護士職の伝統として、彼らの弁論能力を評価する機会にもなる。

フランスでは、法律家がその法律職に進むための研修（養成）は、それぞれの職業ごとに異なっている。法学士、法学修士によって得られる「法的素養の」共通基盤は存在するが、その後は、それぞれの職種に応じた独自の研修を提供するための異なった職業が組織された。

しかし、共和国大統領によって惹起された重大な検討により、「大法律職」なる概念を創設し、すべての法律職に共通する研修を検討するという提案があった。ダルア弁護士が委員長を務めるワーキンググループが作成し、二〇〇九年に公表された報告書は、次のような提言をした。すなわち、修士課程一年次に属する学生は、高等法律学院（*grandes écoles du droit*）に配属され、そこで一年間の研修を全法律職共通に行うというものである。この一年間の終わりに、学生は各法律職につき専門化された学校の入学試験を受けることができるようになるが、その学校で行うのは実習のみである。だが、この報告書は、種々議論の対象とされたが、改革に移されることはなかった。提案のいくつかの点が現行法に取り入れられたものの、法律家の養成（研修）に関しては何も変わらなかったのである。

かくして、司法官になるには、国立司法学院の入学試験に合格する必要がある。執行官や書記官になる場合も同様である。公証人は、大学と協定を結んで、公証人法の修士、公証人上級資格（試験）の準備について大学の協力を仰ぐことになった。

弁護士になるには、まず、弁護士学校への入学試験に合格し、同学校における教育を受け、実習を行い、学校の卒業試験に合格しなければならない。これが一般コースであるが、別に特別コースもある。

すなわち、弁護士になるには、一般コースと特別コースがあるのである。

I. 一般コース

(一) 弁護士職研修学校 (CRFPA) の入学試験

法学部生は四年間教育を受けた最後に、CRFPAの入学試験を受けることができる。この試験は、法学部によって実施される。法学部は、この試験を組織する権限を付与されている。具体的には、各法学部に、司法研究所 (Institut d'Études Judiciaires) 「法職課程」がつくられている。よく議論されるのは、この試験を実施するのが、各地の大学ではなく、当該職能団体が行うべきではないのか、という問題である。たしかに、全受験者に対して同じ科目についての統一試験を創設することは、公平という点でメリットが大きい。しかし、弁護士団体にとって複雑であり非常にコストのかかることが予想される。統一試験を実施したら、結果としてCRFPAに入学する学生数は制限されることになるであろう。これは非常にデリケートな問題である。というのは、フランスでは、弁護士の数が多く、おそらく多すぎるくらいであり、そのため最も若い層の弁護士は、収入が十分でないため、必ずしも安定した暮らしができていないからである。司法省の統計によれば、二〇〇二年に三九、四五五人いた弁護士は、二〇一二年には、五六、一七六人に増加した。これは、この一〇年間で四二％の増加にあたる。

二〇一三年、パリ弁護士会の名前で、ある報告書がだされた。これによると、「CRFPAの」受験生の数が大幅に増加し、そのため合格率を多少下げたとしても（四〇％を僅かに下回るようにしても）、入所する学生数も大きく増加する結果となる。たとえば、パリ地区の研修センターである弁護士職研修学校では、二〇〇〇年に九七〇人の合格者であったが、二〇〇九年には一、三五一人にまで増えている。パリ弁護士会に登録した弁護士数は、二〇〇二年に一、〇五〇人だったが、二〇一二年には一、五三二人となった。いくつかの措置が検討されている。たとえば、合格平均値を二〇分の一〇から二〇分の一二に上げる、あるいはいくつかの試験、たとえば口述試験に足切り点を設けるなどである。

現在、三回を超えて受験できないことになっている。この三回は、続けて三回か否かを問わない（国務院で批判された解決法だが、国務院はこれを適法だとした（CE 8 juillet 2005, n° 262182）。これを二回に減じることも検討されてよいかもしれない。

ポワチエ大学法学部は、この入学試験を組織する権限を付与されている。この試験を受験するためには、法学修士の資格が必要である（大学法学部三年で学士、次の一年で修士（*maîtrise*））。この条件は、一九七一年一月三十一日法一条に規定されている。この条件は、その後大学の学位に関する制度が変更された後も採用されており、現在は、新修士 *master* 課程の一年目が終了すれば条件を満たす「受験できる」。これと同等資格の問題も、重要である。そのリストは簡単で、以下のとおりである。主要なものとして、新修士の学位、およびパリ政治学院の「司法職」あるいは「経済法」の評価で修了証書を得ることである。二〇〇七年三月二日アレテが認め、全国弁護士会協会が支持したこの同等資格は、各法学部から厳しく批判されている。しかし、これは、ビジネス法分野における弁護士研修の必要性が進化していることを示すものである。この法分野では、会計学、経営学、そしてもちろん外国語など、法の隣接領域の知識が不可欠なのは明らかだからである。

今日、法学部でも、上述のような教育を提供している。何故なら、弁護士の職務自体、大きく変化しているからである。弁護士は、もはやたんなる弁護人ではなく、アドバイザーでもある。弁護士は、もはやたんなる争訟の専門家ではない。彼等は同時に、プロジェクトの具体化や実施の助言をする専門家でなければならない。また、企業のガバナンスを援助する存在でもなければならぬ。同様に、法学部も、異なる学問分野を関連づけたうえでなされる研修の必要性を十分に自覚するにいたった。仮に研修の初期段階が「従来型の」法学科目によって占めざるを得ないとしても、それに続く研修は、ひとつの事件、たとえばビジネス法が問題になる事件において商法、税法、刑法など複数の法分野がど

のように適用されうるのかを学生たちに理解できるように、進化を遂げたものでなければならぬ。ただし、法律家養成に関するこの新しい見方は、法の基本概念の知識と応用力の必要性を失わせるものではない。それらは、特定の場面に適したある種の方法に関する技術的情報があれば不要になるといふようなものではないからである。パリ政治学院の資格の承認のほかに、重要な同等資格はない。

フランスには、法教育に関する私立の機関は少ない。というのは、私立の教育機関が発行する資格は、高等教育及び研究大臣の認可がない限り、公的な意味をもたないからである。これを得るためには、大学と協定を結ぶ必要があるのだが、かつてそのような提案があつたものの、どの大学もそうすることを望まなかつた。他方、国家に認められ国家資格を発行する私立の法学部あるいは宗教組織が存在する。その結果、私立の教育機関は、発展することが困難なため、それらの機関は、著名な大学教師や実務家を雇用し、もっぱら専門的知識の修得を追求することになる。ただし、学生たちは、高額な授業料を負担しなければならなくなる。同様に、私立の教育機関で、授業料と引き替えに、学生らに弁護士学校の入学準備の援助を提供するところもある。しかし、一般に学生たちは、授業料が安い大学の司法研究所〔法職課程〕で提供される研修を希望することが多い。大学は、自ら主催する入学試験の準備のため、私立機関〔受験予備校〕と協定を結ぶことはできないからである。パリ裁判所は、二〇一三年一〇月二十九日、パリ第一大学と *Lextenso* 出版社の間で、上述の趣旨の提携がなされたことについて違法だと判決した。

また、外国の教育資格についても、問題がある。すなわち、一九九八年一月二五日アレテ最終条項は、以下のような資格について同等資格があるを認めている。「法律職に就くために要求される、当該資格を発行した外国の国家の制定した大学ないし教育資格」。入学試験に適用される諸規則は、二〇〇三年九月一日アレテによって定められている。

試験は、以下の二つに区別される。

第一次の筆記試験は、まず五時間の筆記試験。すなわち、長文要約 (note de synthèse)、次に、債権法と、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟手続法の三科目から受験生が選ぶ一科目の計二科目の筆記試験である。最後に、受験生が選ぶ選択科目の三時間の筆記試験。

第二次の口述試験は、第一次試験を合格した者に対して行われる最終の口述試験である。まず、自由と基本的人権の保護を主題とする、三人から七人の審査員による大口述試験、次に法律科目から受験生が選択した科目についての口述試験、私会計または公財政、そして現代外国語に関する口述試験である（選択で日本語を選んで試験を受けることもできる）。

口述試験が免除される可能性はあるが、外国語試験はそのような例外はない。以上のように、弁護士職研修学校に入学するのに必要な諸条件の問題については、フランスにおいて実際に種々議論の対象とされている。それに比べると、そこでの教育内容については、議論は少ない。

(二) 弁護士職研修学校 (CRFPA) における研修

二〇〇四年二月一日法および二〇〇四年二月二日デクレ二〇〇四—一三八六号によれば、弁護士職研修学校において与えられる研修内容は、全国弁護士会協議会 (CNB) の定める諸原則にもとづいて構成される。弁護士職研修学校は、全国に一五校ある（二〇〇四年二月六日アレテ）。そのうち一二校が、フランス本土にある。すなわち、Bastia, Bordeaux, Lille, Lyon, Villeurbanne, Marseille, Montpellier, Paris, Poitiers, Rennes, Strasbourg, Toulouse, Versailles の各校である。海外領土には、Guadeloupe, Martinique, Réunion の三校がある。

弁護士学校の研修内容については、三段階が区別される。

まず、第一段階は、基礎的な共通研修であり、以下のような科目を含む。すなわち、職業倫理、法的書類の起案、弁論および討論術、弁護士事務所経営、現代外国語である。ここでの研修内容は、もっぱら専門分野に関するものである。大学法学部での教育は入学試験のとき評価されているのであるから、弁護士学校では、それを繰り返すべきではないという考え方によるもので、よく分かる理念といえよう。たとえば、一九九四年に公表されたある調査で問題にされたものとして、弁護士学校で比較法教育を認める余地があるのか、という問題がある。というのは、とくにどんな内容の教育をすべきかについて、何ら規定がないからである。しかし、各学校が独自に決めるプログラムによって、たとえば職業倫理の中に、比較法の要素をみることができると。同様に、外国語教育も、法的側面を目指したものでなければならず、それによって、学生が外国法の基本事項、たとえば司法制度について学ぶことも可能になる。同様に、事例研究の授業で、外国の会社法、たとえば英米法の諸準則を学ぶことができる。最後に、学校の運営会議では、弁護士会の経済的支援を受けて、学生が外国で実習することを考慮することがなされている。

第二段階は、学生にとって新しい法的環境を見いだすことのできるような、個人の教育計画によって進行する。この法的環境としては、修士課程の二年目コースを履修すること、学校の推薦する研修ユニットに参加して専門性を養うこと、あるいは、法的職業ではない、別のジャンルの専門家集団の中に入って実習すること、などである。

第三段階は、弁護士に付いて六か月の実習を行う。学生は、この一八か月の実務教育の最後に、弁護士職適格証明(Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat)(CAPA)を受けるための試験を受験することができる。この試験は、いくつかの段階から成る。

- ― 五時間の筆記試験。内容は、訴訟書類あるいは法律文書をもとにして行われる意見書の起案
- ― 引き続き、五科目の口述試験

- ・三時間の準備の後の訴訟書類に関する一五分の口述試験（口頭弁論）

- ・弁護士地位及び弁護士倫理に関する口述試験

- ・外国語試験

- ・専門教育計画に関する口頭発表

- ・実習報告に関する口頭発表

- ・基礎的共通研修に関する平常点の評点

試験委員は、主に弁護士から構成されるが、ほかに、大学教員、司法官、行政裁判所の構成メンバーなどもこれに加わる。

II. 特別コース

はじめに、弁護士学校の入学試験に合格することなく弁護士になる二つのルートが存在する。

最初のルートは、二〇〇四年二月一日法が、一九七一年二月三二日法に付加した、一二―一条二項であり、これにより、法学博士号取得者は、直接理論および実務の研修に参加することができるようになった。この新条項は、厳しい批判を受けることになる。何故なら、博士号取得者は、人数が多だけでなく、弁護士研修学校で教育される学科とは隔たりのあるテーマで研究してきた者も少なくないため、卒業試験で相当低い点数をとる者も少なくなかったからである。この点につき、非常に深刻な議論がなされることになった。というのは、大学側からすれば、この例外のおかげで、博士論文を作成する学生たちは法律専門職になる目的を持てるので、大学としてはこの例外を手放したくない。しかし他方で、確かなことは、博士論文を書いていれば、入学試験の準備ができないわけで、両方を求めることはできないのである。

第二の例外ルートは、あまり重要ではない。それは、旧代訴士 (avoué)〔日本の司法書士に相当〕の研修生に関するものだが、二〇一二年四月以降、代訴士制度が廃止されたため、解決された。

フランスにおいては、かつて、大変興味深い例外ルートがあった。すなわち、特別な地位として、責任ある立場の政治家、たとえば国会議員が法律の立案に関与することが許されていた。そして、二〇一二年四月三日デクレは、彼らが直ちに弁護士の資格を取得することを認めた。しかし、政治の多数派が変わったため、二〇一二年四月一日デクレは、法学部からかなり批判されたこの例外に終止符を打った。弁護士会への登録、徳性および能力の確証、および宣誓だけで弁護士業務が直ちにできるその他の地位がある。たとえば、法学の科目を担当する大学教授や、司法官〔裁判官、検察官〕は、他の条件を満たさなくても弁護士になることができる。ただし、教授以外の大学教授員、大学講師は、職業倫理や職務規程に関する特別な試験を受ける必要がある。これは、公証人や執行官についても同様で、彼らはほかに、修士一年目の資格と法律職の経験、しばしば八年間の経験を要求される。ヨーロッパの法律家、EU及び他のヨーロッパ経済圏諸国及びスイスの弁護士のために、特別試験が実施される。

Ⅲ. 専門化の問題

法規範の複雑化は、今日、ひとりの弁護士が、求められたすべての事件を受任することを許さないまでになっている。そこで、望ましいのは、弁護士が、以下のようないくつかの分野についてのみ受任することである。その分野については、現行法規範のみならずそれを適用した判例、生じうる問題点、場合によっては当該法の発展可能性についても分かっていることが望ましい。弁護士の依頼者にとって、この側面は非常に重要なことになっている。弁護士が専門性について、公に掲示することが認められ、この専門性の一覧表も作成されている。

この問題は、しばしば検討の対象となっている。全国弁護士会協会は、二〇一〇年三月一二日及び一三日の全国総会において、弁護士の特任性体制の刷新に関する報告書を採択した。この報告書は、その後、二〇一一年三月二八日法の採択をもたらした。同法は、今日の専門性制度を定めたもので、一九七一年二月三一日法と一体化するものとして立法化された。専門性は、四年間の専門的職務の継続的実践と、審査委員会がそれを有効と認めることによって取得される。審査委員会は、当該弁護士によって作成された書面にもとづいて、その専門分野における専門能力を確認する。審査委員会は、その地方の弁護士職研修所に集まり、専門分野に関するロールプレイを含む口述試験の後に判定を下す。この専門性評価は、全国弁護士会協会の発行する証書によって証明される。

今日、二六の特任性カテゴリーが存在し、弁護士は、一ないし二の特任性資格をもつことができ、それを連絡書類や個人広告で提示することができる。

IV. 最近の動向

この辺で、現行法の紹介を終えて、弁護士職の養成に関する改正案について述べることにしたい。この案は、おそらく数週間後、たぶん一〇月末か一月中旬には全国弁護士協会によって採択されるものと思われる。二〇一三年から二〇一四年初頭にかけて、全国弁護士会協会の二〇一三年六月一四―一五日決議の採択をめぐる議論がなされてきた。

このうち、大変重要だと思われるいくつかの点は、今私がお話しした内容を修正する可能性がある。

(一) 第一に、弁護士研修学校の入学試験を、弁護士職養成に特化した専門職修士号取得者には免除することが議論された。しかし、この点は挫折することになる。というのは、高等教育省は、修士の学生が弁護士学校への入学試験の準備だけを目的にしているというアイデアを受け入れないからである。他方で、すべての法学修士は、弁護士になる資格

「ただし試験を受ける必要」は有しているのだが。

同様に、入学試験改革も検討されたが、これも同様にうまくいかなかった。

(二) 第二に、弁護士職研修学校における研修時間の短縮が提案された。研修期間を四か月に圧縮し、研修プログラムをもつばら職業倫理、職務実習とし、最後の試験では平常点を大幅に重視するというものである。この提案が採用されるかどうかは、疑わしい。なぜなら、平常点の比重が大きくなりすぎるからである。

(三) 第三に、PPI（個人の教育計画）について、学生は、四か月以上の複数研修か、八か月の研修のいずれかを選択できるようなするという改革である。この提案は、とりわけ自分でPPIを探せない学生にとって、柔軟に対応できるというメリットがあるため、採用されるであろう。

(四) 第四の改革案が、最も重要な点である。それは、弁護士が、学校卒業時に資格を得た後、宣誓をして、その後に、一年または二年の間、関係する弁護士が責任をもって給与制あるいは独立の協力弁護士として過ごす、というものである。この提案は、おそらく採択されると思われる。というのは、現状においては、学生は、弁護士研修学校の卒業試験（二回試験）合格と同時に弁護士になれるが、一部の弁護士は、弁護士の職務を直ちに行うだけの準備ができていない。経験がないため、十分に弁護士の職務をこなすことができず、しばしば職務上の過ちを犯す。こうなると、そのキャリアの最初に責任を負うことになってしまう。

だがしかし、同時にこの方向には躊躇もある。なぜなら、この提案は、弁護士研修学校ができる以前の、弁護士になるために二年の研修期間を必要とした時代への回帰ともなるからである。

(五) 最後の点は、本日の講演の趣旨からは、あまり重要ではない。それは、経済的にゆとりのない学生が奨学金を受け取ることを可能にするための登録件数を増やすという改革である。

以上、フランスの弁護士養成制度と最近の動向である。

(22) モネ教授はフランス中西部弁護士学校運営協会理事を務められている。